



2022 年 3 月 15 日

各 位

会 社 名 琉球アスティーダスポーツクラブ株式会社  
(コード番号 7364 TOKYO PRO Market)  
代 表 者 名 代表取締役社長 早川 周作  
問い合わせ先 取締役管理部長 平田 史隆  
TEL 098-851-8701

## 定款の一部変更及び会計監査人の選任に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、本年 3 月 31 日開催予定の当社第 4 期定時株主総会に「定款の一部変更の件」及び「会計監査人選任の件」を付議することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### I. 定款の一部変更の件

##### 1. 定款変更の目的

###### (1) 監査役会の設置について

当社は、会社法第 2 条第 6 号に定める大会社には該当しませんが、同法の規定に基づく監査役会を設置することでコーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るものであります。これに伴う文言を追加し、併せてその他の文言の追加等所要の変更を行うものであります。

###### (2) 「株主総会参考書類等の電子提供措置の導入」について

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第 70 号) 附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定が 2022 年 9 月 1 日に施行されるのに伴い、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるためのものであります。

###### (3) 会計監査人の設置について

当社は、会社法第 2 条第 6 号に定める大会社には該当しておりませんが、コーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るため、会計監査人を設置するものであります。

##### 2. 定款変更の内容

変更の内容については、別紙のとおりです。

##### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催予定日 2022 年 3 月 31 日

定款変更の効力発生日予定 2022 年 3 月 31 日

## II. 会計監査人選任の件

当社は、現在、監査法人ハイビスカスにより、東京証券取引所の規則に基づいて監査を受けておりますが、コーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るため、会計監査人設置会社に移行するものです。会計監査人には、監査法人ハイビスカスが就任する予定です。

監査法人ハイビスカスを会計監査人候補者とした理由は、同監査法人の監査体制、独立性、専門性、会計監査の継続性確保等を総合的に勘案した結果、会計監査人としての適格性を備えていると判断いたしました。

なお、本件は上記「定款の一部変更の件」が第4期定時株主総会において承認可決されることを条件としております。

### 2. 会計監査人候補者の名称等

(2022年1月現在)

名 称	監査法人ハイビスカス
主たる事務所の所在地	札幌市中央区北4条西5丁目1番地4 大樹生命札幌共同ビル8階
沿 革	2005年12月 公認会計士5名により札幌に設立 2007年7月 東京事務所開設 2009年2月 公認会計士協会により上場会社監査事務所として登録 2016年2月 公認不正検査士協会 法人会員に登録
概 要	構成人員 代表社員(公認会計士) 4名 社員(公認会計士) 10名 職員(公認会計士) 59名 その他職員 23名

### 3. 就任予定年月日

2022年3月31日 第4期定時株主総会開催予定日

以上

【別紙】

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(機関の設置)</p> <p>第5条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>1. 取締役会</p> <p>2. 監査役</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p><u>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(新設)</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役</p> <p>第31条～第33条</p> <p>(条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(機関の設置)</p> <p>第5条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>1. 取締役会</p> <p>2. 監査役</p> <p><u>3. 監査役会</u></p> <p><u>4. 会計監査人</u></p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(削除)</p> <p><u>(株主総会資料の電子提供)</u></p> <p><u>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p><u>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役及び監査役会</p> <p>第31条～第33条</p> <p>(条文省略)</p> <p><u>(常勤監査役)</u></p> <p><u>第34条 監査役会は、その決議より常勤の監査役を選定する。</u></p>

<p>(新設)</p>	<p><u>(監査役会の招集)</u></p> <p><u>第 35 条 監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>2 監査役全員の同意があるときは、招集の 手続きを 経ないで監査役会を開催することが できる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(監査役会の議事録)</u></p> <p><u>第 36 条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果、ならびにその他法令の定める事項については、議事録に記載または記録し、出席監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(監査役会規程)</u></p> <p><u>第 37 条 監査役会に関する事項については、法令及び本定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>
<p>第 34 条～第 35 条 (条文省略)</p>	<p>第 38 条～第 39 条 (現行どおり)</p>
<p>(新設)</p>	<p style="text-align: center;"><u>第 6 章 会計監査人</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(会計監査人の選任)</u></p> <p><u>第 40 条 当会社の会計監査人は、株主総会において選任する。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(会計監査人の任期)</u></p> <p><u>第 41 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(会計監査人の報酬等)</u></p> <p><u>第 42 条 会計監査人の報酬等は、代表執行役が監査役会の同意を得てこれを定める。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(会計監査人の責任の一部免除)</u></p> <p><u>第 43 条 当会社は、取締役会の決議をもって、会社法</u></p>

<p style="text-align: center;">第6章 計算</p> <p>第36条～第39条 (条文省略)</p>	<p><u>第423条第1項に定める会計監査人の責任を法令の限度において免除することができる。</u></p> <p><u>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、同法第423条第1項に定める賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p style="text-align: center;">第7章 計算</p> <p>第44条～第47条 (現行どおり)</p>
	<p><u>(附則)</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>第1条 定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除及び定款第15条(電子提供措置等)の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)は、なお効力を有する。</u></p> <p><u>3 本条の規定は、2022年9月1日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>